

おもな学校感染症の出席停止期間

浦添小学校

R6改訂保存版

※学校で感染しやすい病気については学校保健安全法等で「出席停止」と決められています。

※かかった場合は学校に連絡をし、医師の指示の間は家庭で休ませてください。欠席扱いにはなりません。

※治ってから登校するためには、

保護者が「回復届出書」を記入する、もしくは、感染症によっては医師に「治癒証明書」を記入してもらうことがあります。

	感染症名	出席停止期間の基準
第1種	※（下記参照）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、 解熱した後2日（幼児にあっては3日）経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、 症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹（はれ）が発現した後5日 を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しん（ぶつぶつ）が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが か皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	<p>流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス</p> <p>その他の感染症* （溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿か疹（とびひ））</p>	*その他の感染症は、流行状況により、出席停止になる。

※ 第1種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）等

注1）第2種と第3種の感染症は、特に学校において流行を広げる可能性が高いもの。

注2）ただし、病状により学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認めた場合は、この限りではない。